

第三十四回国会 大蔵委員会 會議録 第十一号

昭和三十三年三月十五日(火曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員 植木庚子郎君

理事 足立 篤郎君 理事 小山 長規君

理事 坊 秀男君 理事 山下 春江君

理事 佐藤 觀次郎君 理事 平岡 忠次郎君

押谷 富三君 鴨田 宗一君

黒金 泰美君 田邊 國男君

竹下 登君 塚田 十一郎君

西村 英一君 濱田 幸雄君

福水 一臣君 古川 丈吉君

毛利 松平君 山本 勝市君

石野 久男君 堀 昌雄君

横山 利秋君 大賀 大八君

春日 幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村 又十郎君

大蔵事務官 小熊 孝次君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 酒井 俊彦君

(為替局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 田代 一正君

(主計官)

通商産業事務官 柿坪 精吾君

(通商局振興部長)

専門員 坂井 光三君

三月十一日

委員堀昌雄君辞任につき、その補欠として原彰君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員原彰君辞任につき、その補欠として

して堀昌雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月十日

外地引揚公務員の退職手当の特例に

関する法律制定に關する請願(加藤

高藏君紹介)(第九八六号)

宮城県角田地区に葉たばこ取扱所設

置に關する請願(保科善四郎君紹介)

(第九八七号)

各種学校を設置する公益法人に對す

る課税措置撤回に關する請願(逢澤

寛君紹介)(第九八九号)

同(愛知一君紹介)(第九九九号)

同(天野光晴君紹介)(第一〇〇〇号)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第一〇〇一

号)

同(白井莊一君紹介)(第一〇〇二号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第一〇〇三

号)

同(大坪保雄君紹介)(第一〇〇四号)

同(岡部得三君紹介)(第一〇〇五号)

同(川野芳満君紹介)(第一〇〇六号)

同(簡牛九夫君紹介)(第一〇〇七号)

同(木村俊夫君紹介)(第一〇〇八号)

同(蔵内修治君紹介)(第一〇〇九号)

同(倉成正君紹介)(第一〇一〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一〇一一

号)

同(外三件(小平久雄君紹介)(第一〇

一二号)

同(始岡伊平君紹介)(第一〇一三号)

同(外一件(椎熊三郎君紹介)(第一〇

一四号)

同(篠田弘作君紹介)(第一〇一五号)

同(進藤一馬君紹介)(第一〇一六号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一〇一七

号)

同(外一件(高田富與君紹介)(第一〇

一八号)

同(竹内俊吉君紹介)(第一〇一九号)

同(田中榮一君紹介)(第一〇二〇号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一〇二一

号)

同(千葉三郎君紹介)(第一〇二二号)

同(津島文治君紹介)(第一〇二三号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第一〇二四

号)

同(中村寅太郎君紹介)(第一〇二五号)

同(夏堀源三郎君紹介)(第一〇二六

号)

同(橋橋渡君紹介)(第一〇二七号)

同(南條徳男君紹介)(第一〇二八号)

同(外一件(野田卯一君紹介)(第一〇

二九号)

同(長谷川峻君紹介)(第一〇三〇号)

同(馬場元治君紹介)(第一〇三一号)

同(平井義一君紹介)(第一〇三二号)

同(福井順一君紹介)(第一〇三三号)

同(外二件(藤枝泉介君紹介)(第一〇

三四号)

同(船田中君紹介)(第一〇三五号)

同(星島二郎君紹介)(第一〇三六号)

同(坊秀男君紹介)(第一〇三七号)

同(三浦一雄君紹介)(第一〇三八号)

同(外一件(三村武夫君紹介)(第一〇

三九号)

同(三和精一君紹介)(第一〇四〇号)

同(水田三喜男君紹介)(第一〇四一

号)

同(森下國雄君紹介)(第一〇四二号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第一〇四三

号)

同(山口好一君紹介)(第一〇四四号)

同(山崎巖君紹介)(第一〇四五号)

同(山手満男君紹介)(第一〇四六号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇

四七号)

同(渡邊本治君紹介)(第一〇四八号)

葉たばこ松川葉の取納価格改訂に關

する請願(山下春江君紹介)(第一〇

五六号)

同(八百板正君紹介)(第一〇一一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申入れに關する件

臨時受託調達特別會計法を廃止する

法律案(内閣提出第九号)

經濟及び技術協力のため必要な物品

の外國政府等に対する譲与等に關す

る法律案(内閣提出第六号)

○植木委員長 これより會議を開きま

す。

連合審査會開會の申し入れの件につ

いてお諮りいたします。

ただいま連合審査會において審査い

たしております日本國有鐵道法の一部

を改正する法律案につきましては、本

委員會の所管とも密接な關連を有して

おりますので、連合審査會の開會を申

し入れたいと存じますが、御異議ござ

いせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○植木委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さう決しました。

なお、連合審査會開會の日時につき

ましては、運輸委員長と協議の上決定

いたしたいと存じますので、委員長に

御一任をお願いいたします。

○植木委員長 經濟及び技術協力のた

め必要な物品の外國政府等に対する譲与等に關する法律案及び臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案の二法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。石野久男君。

○石野委員 先般經濟及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に關する法律案の提案をなさいましたときに、「この法律案は、政府が、經濟及び技術協力の効果的実施の一方策として行なう海外技術センターの設置等に必要物品を、外國政府または國際連合等に対して譲与し、または時価よりも低い対価で譲渡することができるとしよう」というふううに説明されました。提案の理由を聞きますと、きわめて小範圍な特定目的のためによりに感ずるのでございますが、法律案を見ますと「条約その他の國際約束に基づく經濟及び技術協力のため必要な物品」と、こりうふううになっておりますので、必ずしも説明されたときの「技術センターの設置等に必要」という、きわめて限定された意味とは理解しがたいのでござい

他の国際約束に基づく経済及び技術協力」こういうことになっておりますので、本法案がどの範囲において適用されるのかというところに疑義を持つわけでございます。この際、一つ政府の本法案を上程された考え方、この範囲を御説明願いたいと思います。

○小蔵政府委員 お答えいたします。

この法律につきましてはさきに提案理由で御説明いたしましたように、海外技術センターの設置等に必要なる物品を、国際条約あるいは国際約束に基づくものにつきましては、外国の政府もしくはその機関または国際連合あるいはその専門機関に対して、財政法の第九條の規定に基づきまして、時価よりも低い対価で譲渡しあるいは譲与するということの内容とするものでございまして、この経済及び技術協力のための必要なる物品を従来どういうふうな処理しておったかという問題が、沿革的に一つ問題があるのでございますが、実は、コロンボ・プラン等につきまして、東南アジア等に対しては、従来は大体技術者の派遣あるいは研修生の受け入れ、こういうようなことでやっておったわけでありまして、その際におきまして、物的な援助といたしましては、その技術者そのものが、自分でいろいろな道具等を携行いたしまして、そうしてそれをもちまして相手国におきまして技術の指導、こういうものを実施して参ったわけでありまして、しかし、今回新しく向こうの外国政府におきまして、特定の施設なり土地とか建物、そういうものを準備いたしまして、わが方といたしましては、それに対して、器具、機械類、こういうものをこちらから持つて参ります。

して、そこに設置いたしまして、そこで向こうの技術者の卵と申しますか、そういうものを集めまして訓練をいたす、こういうようなことが實際問題として起こって参ったわけでありまして、また、従来予算措置もそれに即応した予算措置を講じておったわけでありまして、この法律は、そういうふうな実施にあたりまして、単なる口約束というふうなものではないのでございまして、やはり国と国との間の正式な条約だとかあるいは国際的な約束、こういうものを正式な文書で取りかわした場合にはございまして、初めて無償の譲与あるいは時価よりも低い対価で譲渡することがございまして、これは、条約あるいは国際約束というもので何でもございまして、むしろ単なる口約束、政府の実行だけで、こちらの一方的な意思表示だけでやるものではなしに、やはり正式な文書、公式の文書をもつてはつきり約束したものに限って、こういう措置がとれます、こういうふうな意味でむしろ書いてあるわけでございます。現在のところは、こういう種類の援助は、予算もついておりまして、これに基づきまして相手国政府と着々交渉しております、すでにインドの西ベンガルとの関係につきましては協定もできまして、それに基づいて実施に現在着手しておるわけでございます。

○石野委員 口約束だけでなしに、文書で約束したものにというふうなお話でございます。そうしますと、この法案というものは、今後そういうふうな文書で約束したものにだけ適用されるという意味ですか。

○小蔵政府委員 もちろん予算の裏づけがなければいけないのでございまして、国会で議決をいただきました予算の範囲内で、しかも相手国政府との間で正式の文書、公文書をもって約束した場合に限って行なわれる、このように考えております。

○石野委員 外国との間に文書ではつきり約束したものであるということになれば、いわゆる条約とか国際約束というものでございまして、この国際約束というものはどういふものなのですか。

○小蔵政府委員 条約は御承知の通りでございますが、国際約束というものは広い概念でございまして、一般に協定といわれるようなものがこの中に入るわけでございます。

○石野委員 国際約束という言葉は、その内容は非常に広範にわたるものであらうと思ひますから、ただいま御答弁になりましたように、ただ国際協定だけを内容としておるものであるかどうか、その点はつきり一つ聞かしておいていただきたい。

○小蔵政府委員 協定は一つの例でございまして、いわゆる文書の交換公文と申しますか、そういうものも一応約束に入ると考えております。

○石野委員 この国際約束というのは、言葉の意味というか、その内容、範疇というものは非常に不明確だと私は思つておるのです。今の答弁によると、協定または交換公文だというふうになつておられますが、その他にもまだ国際約束というものがあつたのですか。

これははつきりしておいていただかないと、この法律が通過しましたあとで、この法律の目的とするいろいろな作業が次から次へ出てくるわけでございます。

すので、この際一つ国際約束というものははつきりした法文上の解釈を開かしておいていただきたい。

○小蔵政府委員 ここで申しております国際約束というものは「条約その他の国際約束」と書いておりますから、国際約束の範囲の中には条約がまず第一に入るわけでございます。それからいわれる協定、交換公文、その他正式に国の間におきまして文書によりましてはつきりその意思内容が相互拘束的に合意されておるところのもの、こういうふうな解釈しております。

○石野委員 今政府がそういう国際約束の内容として考えられるものというのは、具体的にどういふものがございまして、

○小蔵政府委員 ただいま問題になつておりますものは、インドの中小企業のセンターでございまして、これは小規模工業のための原形製造及び訓練センターの設立に關する協定、こういう題名になつております一つの協定でございまして、その他、現在進行中のものといつたしましては、タイの電気通信センターとか、それからパキスタンの農業センター、それからセイロンの漁業センター、イランの工業センター、マレーヤの木工センター、こういうふうな調査団派遣の段階のものもございまして、調査団がこれから行くというものもございまして、それから現に協定案につきまして交渉中のものもございまして、

○石野委員 条約その他の国際約束といふことになりましたから、今お話しになつたのがいわゆる協定というのか、交換公文というふうなものによるものであらうと思ひますが、条約というものになると相当たくさんあるだらうと思ひます。で、この法律ができました場合に、今日まである条約で経済協力なり技術協力というものの含まれておるものは、すべてこの法案の適用と関連性を持って効果的に出てくるものであるかどうか、ということについて政府の考え方を伺いたい。

○小蔵政府委員 効果的な経済あるいは技術協力というものを実施いたします際におきまして、条約その他の国際約束というふうなものが必ず出て参るかどうかという趣旨かと思ひますが、これは、少なくとも相手国政府を対象として考えます場合には、必ずそういうものが出てくべきものであるとわれわれは考えております。少なくとも国対国の間の単なる一方的な実施ではございせん。少なくともある程度の拘束性を持つて実施する以上は、そこにはやはりそういう約束というものが正式な文書の形で出て参らなければいかぬだらう、このように考えております。

○石野委員 ただいまの御説明だけを聞いておりましたも、この法案がねらつておる対象になる事案というものは非常に広範にわたるように思ひます。特にこの国際約束ということが法律の中に書かれました場合に、その内包される事案はいろいろあるかといふことについて、あまりぼろぼろとしておるものだから解釈がしにくいわけですが、従つて、法制局とかなかなかでの国際約束というものの規定などを、はつきりこの際開かしておいていただきたい。法案を通過すにあつて、政府の見解をはつきりしておいていただきたい。

○小蔵政府委員 御参考までに、ただ

いますので締結されましたインド政府との間の小規模工業のための原形製造及び訓練センターの設立に関する協定につきましても内容を申し上げましたら、大体この約束の内容が御了解願えるのじゃないかと思ひますので、簡単に申し上げますが、小規模工業のための原形製造及び訓練センターを西ベンガル州の一定の個所に設立する。そして、センターはどのような仕事をやるかというようなことをまず規定するわけでございますが……。

○石野委員 そういふことじゃなしに、そういうこまかい具体的なことよりも、国際約束そのものの法律的解釈なり規定的なものを明確に御答弁願ひたい。

○小黒政府委員 先ほど申し上げましたが、国際約束と申しますのは、条約、協定あるいは交換公文、その手段はいろいろございしますが、そのようない、一定の文書によりまして両政府が互いに拘束を受けるところの合意をしたところの文書、こういうふうに私は解釈しております。

○石野委員 国際約束は両者が拘束的に合意をされたところの一つの話し合いのものである、こう理解いたしました、その適用されるものは、ここでは「外国政府または国際連合等に対して」と、こういうふうに書かれております。従つて、その内容となるのは、わが国の外においてということだけではなくして、結局、わが国の中においてもというか、国の内外において、外国政府または国際連合等に対して譲与した後は譲渡するといふように理解してよろしいのですか、この法案が成立した場合。

○小黒政府委員 この法律の文章から申しますと、これは国の内外といふことは別に問題にしておられないわけでございます。むしろ約束の当事者であるところの相手方に対して譲与できる、あるいは時価よりも低い対価で譲渡することができ、こういう規定でございますが、ただこの法律そのものはいわゆる財政会計法規でございますので、実際の運用につきましては、もちろん海外経済及び技術協力という趣旨からいたしまして、やはり外部の経済低開発地域に対しまして、主として外国内において行なわれる場合が多いかと存じます。

○石野委員 主として外国内において行なわれる場合が多いけれども、やはりわが国の国内においても、これに適用されるものが出てくる場合があるということですね。

○小黒政府委員 そういう場合は実は考へておらないわけでございますが、法律の文章から申しますと、極端に申しますと、外国政府が日本の領土内において何か特定の技術の研修をやるというふうなことが考えられるかどうか、こういう問題だろうと思ひます。しかしながら、そういうことは普通考えられないので、そういう場合は、いわゆるコンボ・プラン等におきまして、普通の場合は外国から研修生を受け入れて、そして日本の施設を使つて実施する、それについてかかつたいろいろな経費を見てやる、こういうのが實際行なわれておるわけであり、主としてそういう形でなしに、今回は、外国の領域内におきまして、

向こうが土地とか家屋とかを提供する、こちらは機械器具というふうなものを据えつける、それを向こうに譲与いたしましたして、向こうの管理責任のもとにおきまして、もちろんこちらから技術者を派遣いたしまして、そして一定の期間向こうの技術者の卵というふうなもの養成をはかる、こういうような形になることを考えながら、こういう規定を設けたわけであり、これが、先ほど来申し上げておりますように、一つの権限規定でございますので、實際問題の運用としては、もちろん国会で議決を得ました予算措置の範囲内におきまして、そしてまた具体的な点につきましては、行政府といたしましていろいろな点を十分配慮いたしまして実施して参る、こういうことになるだろうと思ひます。

○石野委員 御説明によりまして、主として技術者の養成云々と言つておるけれども、技術者の養成そのものは、国の予算とかいふものは微々たるものであつて、特に財政法第九条による国の財産を譲渡するといふような場合には、固有の財産といふことになつてくるわけでありまして、従つて物の動きといふものが当然出てくるわけですね。説明のように、ただ技術者の養成のためにこの法案を作つたといふことだけじゃなからう、こう思ふわけですね。従つて、国外におけるところのそうした国の財産に相当するところの、そういったものはどういふものなんですか。

○小黒政府委員 技術者の養成のために申し上げましたのは一つの例でございますが、まあいろいろな場合があるかとは考えられます。ただ、その場

合におきまして、あるいはこういう点を御疑問になつておるかと思ひます。国の財産がありまして、それを、経済技術協力のためといふことで、この法律によりまして他國に譲渡してしまふ、こういうことがありはしないかと、いろいろな問題だらうと思ふのであります。主としてこれは物品しか対象にならない。要するに経済及び技術協力のために必要な物品を譲渡するといふような場合には、必ずこれは予算に計上いたしまして、そして新たにそれを国内で調達いたしまして、そしてそれを無償で譲渡する、こういう格好になるかと思ひます。それですから、その予算で定められた範囲外におきまして譲与するといふような問題が出てこないと思ひます。予算で買ひまして、これを他國政府に対して無償で譲与するのには、財政法九条の規定に基づきまして法律が必要でございまして、これがまさにこの法律に該当するわけでございます。

○石野委員 物品の無償貸与及び譲与等に関する法律といふのは別にありますが、それによりますと、無償貸与及び譲与の内容なるものはきまつていふわけですね。その法律とこれとの関係はどういふふうになるのですか。

○小黒政府委員 先生のおっしゃいますように、物品の無償貸与及び譲与等に関する法律といふのがございまして、これによりまして、普通の経済的な場合におきまして、主として国の内部におきまして、主として心にしました物品の無償貸与及び貸付の規定が設けられておりますが、この中で、第二条で申しますと、たとえば、第二条の第三号には、「教育、試験、

研究及び調査のために必要な物品を貸し付けるとき」、こういう場合には無償で貸し付けることができるというふうな規定があるわけですね。ただ、無償貸与でなしに、無償譲与または譲渡するといふ場合といたしましては、第三条でございまして、第三条第三号によりまして、「教育、試験、研究及び調査のために必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本又は標本用物品を譲渡する」と、こういう規定がございまして、従ひまして、教育、それから試験、研究、調査といふような、貸付の目的のところは同じでございますけれども、その譲与あるいは貸し付ける対象といたしましては、貸付の場合は一般的にできるのになつておりますが、譲与のときはその対象が制限されておまして、印刷物とか写真とか標本とか見本の物品、こういうふうなものに限定されておるわけでございます。それは軽重の差があるわけでございます。こういうことになつておまして、こういうふうな現行法に対しまして、経済及び技術協力のためには、物品としてはそういう見本用とか何かという段階では考えられないものを外国政府あるいはその機関等に譲与するわけでございます。あらためて、財政法の九条に基づく法律といたしまして、この根拠規定を設けたといふのが趣旨でございます。

○石野委員 この法律によつて国内または国外で外国政府もしくはその機関、国際連合等に対して譲与あるいは貸付するといふようなものの中には、それに供給されるべき物品または工事関係といふようなものもあるのですか。

○小蔵政府委員 先ほど来申し上げましたように、土地とか家屋、建物、これは向こうが提供する、こういうことになっております。こちらの方は、その中へ据えつけますところの機械器具類、まあ据えつけますから、固定しますと、一体となつてその不動産になるという場合もございますが、こちらから持つていつて据えつけるのは機械あるいは器具類でございますから、これは動産類、そういうものが主体になつて考えられるわけでありまして。だから一般の工事的なもの向こうの負担、こういうことでございます。

○石野委員 もう一度お尋ねしておきますが、その工事的なものはこの法案の範疇ではないということですね。

○小蔵政府委員 ちょっとお答えが適当でございませんでした。ここで考えておりますのは物品だけでございます。たとえば、御質問の趣旨に沿うかどうかかわかりませんが、向こうの現地までの運搬費というふうなものは、これは運搬して持つていくというのは予算措置だけでできるわけでございます。財政法で規定しておりますのは、国の財産、こういうことになっております。固有財産とか物品というのについて、無償で譲与する、適正な対価なくして譲渡するということを原則として禁止しておりますので、ここで例外を設けますのは、物品という具体的な財産だけにつきましての特例を設けておる、こういうことでございます。

○石野委員 物品だけだということになれば、こちらから向こうへ物品を持つて行つて、それを据え付けるという場合のその据付費とかいうものは、これは工事的の中に入ると思いますが、それは入らないだらうと思ひます。しかし、具体的に申しますと、たとえば何か試験機械を、物品を向こうへ譲渡するまたは貸付するということが出てきて、それを日本から持つて行つて据付などをこちらからする。その場合、工事が完了したものを向こうに貸し付けるという場合があり得るのか、ただ持つて行く素材なり製品なりだけをこの法律で規定するのであつて、そういう向こうでの据付費とかなにかいうものは、かりに日本の工事が社がやつたとしても、それはこの法律の適用の中には入らないのかどうか、そういう点を一つ……。

○小蔵政府委員 ここでこの法律の対象となつておりますのは、あくまでも必要な物品でございます。物品につきましては、先ほどちょっと触れましたが、これは個々の具体的な協定、相手国との取りきめの場合によつていろいろニュアンスは差異があるかと思ひますが、その物品につきましては、これは国内で調達いたしまして、向こうへ持つていく運搬費や何かは、これはまた向こうとの具体的な取りきめで、向こうの到着地まではこちらの負担である、それ以後は向こうの負担である、こういうふうな取りきめもできるわけでございます。そういうふうな取りきめができますと、これはあくまでも予算の範囲内で、その運搬費はこちらが持つ。極端に言つて、場合によつては、若干技術的な見地から、こちらの人が向こうの方へ行つてどうしても据え付けなければならぬという場合もあるかと思ひますが、そういうふうな場合には、その据付費もこちらの負担とするかあるいは向こうの負担とするか、これは向こうとの交渉でございまして、またかりにこちらでやることとしますれば、こちらの予算措置の範囲内でやるわけでありまして、それにしてもこれは協定に基づく債務負担でございます。この法律の対象となつておりますのは、もちろん同じ予算でございしますが、予算で購入したところの物品につきましては譲与、あるいは時価よりも低い対価での譲渡ができるというこの特例だけが対象になつております。あと必要な経費というものはもちろん要るわけでございますが、そういうものにつきましては、これは予算の範囲内において日本の国が負担をしていく、こういう格好になるわけでございます。

○石野委員 政府は、この法律案が実施される場合に、どのような事業計画なり、これに適應する計画を持つておられるか、この際一つ説明していただきたい。

○小蔵政府委員 三十四年度におきましては先ほど申し上げた通りでございますが、さらに三十五年度の予算におきまして、アラビアスタンであるとか、ブラジル、マラヤ、タイ、インドというふうなところに対しまして、各種の技術センターを設置していく。たとえば、アラビアスタンでございまして、農業機械、家内工業技術センター、あるいはブラジルでございまして、あるいは、中小企業技能技術センター、またマラヤでございまして、土木技術センター、タイであれば畜産技術センター、インドであれば機械技術センター、これは予定でございまして、こういうものを一応予定いたしました。

して、所要の予算措置も講じておるわけでございます。

○石野委員 この技術センターに関連する予算というものは、三十三年度以降ずっとそれぞれの年度に予算をとつておられるのであります。三十三年、三十四年度の予算はどういうふうに使われてきておるのかということについて、この際一つ説明していただきたい。

○小蔵政府委員 三十三年の予算につきましては、これははなはだ申しわけないわけでございますが、相手国との話し合いというものがなかなか進みませんので、三十四年度に繰り越しておるわけでございます。それで、三十四年度は、初めは通産省にございまして、その後三十四年度におきまして、外務省と通産省に計上いたされまして、そしてその後も鋭意努力して参つたわけでございますが、先ほど申しましたように、今年の初めにインドとの交渉がまとまりまして、それに関連いたしましてこの無償譲与という関係の法律もあわせて提出する必要があると存じまして、この法案を提出したわけでございます。一応ある程度……

これは相手国の要望とかいろいろなことがございまして、国が相手でございまして、なかなか進捗しなかつたという点があるのでございまして、先ほど申しましたように、鋭意調査団を派遣したりして調査をしておる、あるいは協定の交渉をしておるというのが現在の段階でございまして。

ろろと思つておりますが、そうなんですか。

○小蔵政府委員 先ほど申しましたインドの関係につきましては、これは協定がもうすでに締結されまして、今すでに実施の段階に入つておるわけでありまして、それからマラヤは木工のセンターでございまして、これは近いうちに妥結の見込みになつております。

○石野委員 この予算は、援助してやるといふような形で技術協力のために使ふ金としては、非常に大きな、今までにすでに五億六千万くらいのもので、三十三年度、三十四年度でつけられておるわけですか。それは使われないままに、インド等はすでに協定ができ、マラヤが近いうちに協定ができるのだ、こういうお話でございまして、外務省、通産省がそれぞれいろいろ予算を持つておるということについて、それぞれの省にはそれぞれのまた目的があるのだらうと思ひますけれども、外務省関係、通産省関係はその予算をどういうふうに使ふことにしておるのか、この際一つ簡潔に御説明願ひたい。

○柿坪説明員 通産省で技術センター関係の予算をいたしておりますのは、これは主として機械関係の将来の輸出に寄与するために、日本の機械を現地に置いて運搬をし、また現地の技術者を養成する、それによつて日本の機械になじみを持たせるということが目的でございまして、そういうふうな貿易並びに経済交流に将来役立つであらうというふうな運用をいたしたいという、そういう念願でやつておるわけでありまして。

○石野委員 通産省は、そういう技術

者の養成、向こうへ機械の輸出をはかるために、また運輸技術の養成をさせるためにということ、今までに具体的にどういう国々にどういうようなことをやってきたのですか。

○柿坪説明員 通産省の予算といたしましては、三十三年度と三十四年度にありまして、その目的の地といたしましては、先ほどお話に出ましたインドの西ベンガル、それとマラヤ、インドに

つきましては機械センター、マラヤにつきましては木工センターという二つでございます。先ほどお話に出ましたように、西ベンガルにつきましては協定もできまして、本年中に約七千万円程度の支出になろうかと思ひます。

引き続きまして来年度に完成をするということになっております。マラヤにつきましては、いまだ相手国の事情がございまして交渉が終結いたしません

が、それも近く何とかなるということ、鋭意折衝に努めている段階でございますが、何分にも相手方はいまだ各般の事情が整っていない国でございますので、なかなかこういふような話もわれわれが思うように円滑に参りませんが、その点はしばらく強く折衝を重ねておるわけでございます。

○石野委員 予算は十分にとつておるのだけれども、そしてまたいろいろと各国に対しては計画も持っておられるけれども、相手国との間の話し合いがスムーズに進まないという理由はどういうところにあるのですか。

○柿坪説明員 インドにつきましては、これは双方の努力によりましてできましたが、マラヤについて申し上げますと、やはり国内事情——向こうの

方でも予算を要します事情、あるいは向こうにおけるいろいろな産業開発の順位の中で占める技術者養成の順位というふうなもの、そういうふうなものがおのおのの特殊事情がありまして、また国内態勢もいろいろ反対派があつてみたり、そういうことでなかなか思ひ通りに向こうの態勢というものができないうことが、おくられている原因でございます。

○石野委員 相手国の国内事情や予算的な問題があるから容易にできないんだというところになりますと、日本でもそういう法律を作つて予算を組んでみることも、なかなかそういう協定を前進させることができないということになってくるのですが、その際それを前進させるための何か別途な方法の考え方が政府にはあるのですか、どうですか。

○柿坪説明員 この点は、低開発地国を相手にいたします経済協力、技術協力をにおきましては、ある程度やむを得ないものでなからうかと私たちは考えております。どういたしまして一つ交渉をいたしますのに二年くらいはかかつてしまふというものは、向こうの事情から見てもやむを得ないのではなからうかということでございます。もう

ちろんこれを打開する方法は、もっぱらこちらが努力するという以外になからうかというふうに考えております。

○石野委員 この法案は、先ほどのお話しをよみますと、いろいろとそういう話し合いをしていく場合に、相手国の中の政治事情があつたり、あるいはまた、利害関係とは言わなかつたけれども、向こうの中での、いろいろなそういう問題についての反対派があつたりと、こういうお話でございました。そ

うしますと、その反対派というのは、政治的な反対とか、あるいは事業上の反対とか、いろいろな問題があるのだらうと思ひます。そういうことをもう少し具体的に話していただきたい。

○柿坪説明員 私たちが仄聞いたしておりますのは、マラヤにつきましては民族的な問題もあるように聞いております。そこで華僑、印僑、それにマラヤ人というふうな勢力分野の問題も若干からんでいふように聞いております。大体そういうふうな事例がそのほかにもあろうかと思ひますが、いろいろ現地にはあるというふうに、これは仄聞しておるところでございます。

○石野委員 この法律は、いわゆる国際的な条約とかあるいは約束によるものな案件について適用されるということになっておるのですが、これを譲与または貸与する場合に、これは必ず政府機関ということにして、向こうが物品を購入するということになつたり、あるいは貸付を受けるということになつたりするのですか。相手方はその

の貸付を受けたら譲与を受けたらするということになるのですか。そういう点はいかがでしよう。

○小黒政府委員 これはあくまでも相手国の政府あるいはそのうちの特定機関と我々の政府とを相手にして、譲与あるいは貸与という低い対価で譲渡することにしておりまして、政府を通じて民間の法人なりあるいは個人というものに渡すということとは、これは考えておらないわけでありまして。

○石野委員 外務省の方はおいでになつておりますか。

○植木委員 今呼んでおります。

○石野委員 外務省の方がおいでになつておられますと関連性にお聞きしたいのですが、外務省もまた相当の予算を持っていますわけですか。この三十四年度、三十五年度のいわゆる海外技術協力なり経済協力に伴つて、本法案の適用を受けるべき事業計画なり、あるいは予算計画というものが相当にありましてもかかわらず、なかなか進んでないというところは、これはやはりわれわれにとつて、なぜそうなつてゐるのかというところを考えさせられるわけです。パキスタン、セイロン、イラン、タイなどは、それぞれ農業センターなり漁業センターというものを作ろうという予定を持っておりますが、それが進んでいない。この見通しの問題は、どういふことでありましようか。本年度中に、こういうような諸国との間に協定が成立し、この法律案を十分に生かして使えるようになり得るのかどうか、見通しの問題を伺ひます。

○小黒政府委員 先ほど振興部長からもお話がございましたように、何しろ人情とか民俗、風俗が違ふところがございますので、なかなか折衝に困難を來たしているようでございますが、予算がつき、政府といたしましてもそういう方針で進むということになつておりますので、極力努力をいたしておるわけでありまして、いろいろな障害に打ち勝ちまして、この予算の実施が円滑にできるように努力いたしたい、こう思つております。

○石野委員 こういうようなセンターを各国に設置しようとする場合には、ただ相手国の事情ということだけではなしに、相手国に対する第三国の関係も、十分にそれに関連性があるのではな

からうかというふうに私は思ひます。私、先年東南アジアをずっと歩きましたときに、たとえばここにありますセイロンの漁業センターのごときは、確かにカナダと競合しているはずで、カナダの方も、やはりあそこで漁業の指導なり何なりをやろうということを出てきてゐる。そうしますと、セイロンの方は、日本の漁撈法を受け入れるか、それともカナダのものを受け入れるかというところで、やはり問題があるのではなからうか、こう思ひますが、そういうような点での各国との間にせり合いというふうなものはあるのか、現状まであったかどうか、そういう点を一つ伺ひます。

○柿坪説明員 せり合いというほどのものは今まで経験しておりませんが、できるだけ各国のおの特色がある分野において協力するのが妥当かと思はれるのでありまして、インドの機械の場合におきましては、御存じのように、インドにはドイツからも機械センターがございまして、ドイツの場合は工作機械のセンターが主としておりますと、当方といたしましては、鋳造あるいは産業機械というふうな方面のセンターを作るといふことで、おのおのの国の特色を生かした協力をいたすというところで円滑にいつております。話は各方面からあろうかと思ひますが、そういう場合どちらを選択するがということ、相手国の判断に待つわけでありまして、今まで当方のものと話を進めて、そして乗り気になつてゐるものにつきますと、外国から話があるとは聞いておられますが、ありましては

当方のものを選択するであらう、こう

いうふうな考へておるわけでありま

す。
○石野委員 予算は外務省と通産省だ

けに組まれておりますけれども、たと

えば農業センターとか漁業センターと

いうようなものは農林省関係になるも

のじやなかろうかと思ふけれども、こ

れは別に農林省関係でも予算として組

まれてないのですが、この予算はどう

いうふうになっておりますか。

○小泉政府委員 今までの経緯から申

しますと、機械関係でございましたの

で、初め通産省に組んだわけではござ

います。その後農業とかあるいは電気

通信とか、いろいろな各省にわたるも

のが出て参つたのでございます。従い

まして、窓口を外務省一本にいたしま

して、外務省に計上する、こういうこ

とにいたしましたわけでございます。
○石野委員 この法律は、最初に私が

お尋ねいたしましたときにお答えがあ

りましたことですが、条約または国際

的な約束といふことになって参ります

と、経済協力、技術協力による条約な

りあるいは国際的な約束といふのは非

常にたくさんあります。特に今政府が

批准を求めております「日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約の締結について」という法案

中の第二条の規定は、経済協力を規定

しておるわけですが、この経済協力を

規定しておるところの中で、「条約第六

条に基づき施設及び区域並びに日本国

における合衆国軍隊の地位に関する協

定」の第十二条は、「合衆国は、この

協定の目的のため又はこの協定を認め

られるところにより日本国で供給され

るべき物品又は行なわれるべき工事の

ため、供給者又は工事を行なう者の選

択に關して制限を受けられないで」云々

とあることが出ておるわけですが、こ

の改定されようとする第二条に基づ

く経済協力、こういうものとの関連性

における本法の関係はどういうふう

なるのかという点について、政府の

説明を聞きたいと思ひます。

○小泉政府委員 ただいま先生のお話

にございました安保管の経済協力

と、この経済及び技術協力のための必

要な物品を無償で譲与しあるいは時価

よりも低い対価で譲渡するといふこと

とは直接の関係がない、われわれはそ

ういうふうな解釈しております。

○石野委員 ただいままでの説明を聞

いておる範圍においては、確かに関係

はない。だけれども、この法律案それ

自体は、そういう構想がどこにも出て

おりはしない。従つて、法案そのもの

の字句のままで解釈していきますと、

条約の中には安保管条約も出ておるし、

安保管条約中の経済協力問題は、またそ

のままこの条約にも当てはまつてくる

わけですから、そういうことですから、今

法規課長が言われたようにだけには理

解できないのですが、その点はどうな

るんですか。

○小泉政府委員 これは今までの私の

答弁の中で一応触れておりますが、こ

れは財政會計法規定でございまして、主

眼とするところは無償で譲与しある

いは時価よりも低い対価で譲渡する

といふ財政法第九條の特例が主眼でござ

います。その前提としての経済及び

技術協力のための必要な物品について

のことでございまして、財政會計法規に

つきましては主として実際の運用でござ

いまして、今のところそういうアメ

リカとの関係などといふことは全然考

えておらないわけではございまして、一

応具體的にどういう形で技術センタ

ーというふうなものに対する今後のわが

国の協力関係が出てくるかといふこと

で、ここで考えていますのは、やはり

はつきりした国際約束がなければいか

ぬといふこと、外国政府もしくはそ

の機関または国際連合もしくはその専

び技術協力のための必要な物品の外国等に対する譲与と書いてある。これは一般的な規定ですよ。だから、ここには安保条約によるところの経済協力というものを排除する何ものも書いてない。安保条約を排除するということがどこに書いてありますか。

○奥村又三 政府委員 東南アジアと明記しろとおっしゃいますが、そういったしますと、また近ごろの国会の審議のように、「極東の範囲とは」というような議論になりますから、そこまではつきりせずとも、現在の政府の案でやって差しつかえない、かように思うのと、また何もすでに全部確定したわけではありませんので、この法律に基づいて、また各国との話し合いも進めるわけでありますから、その意味においても、はつきりしたことは書きにくいので、今提案のような内容になっておる次第でございます。

○石野委員 はつきりしたことは書きにくいので、今提案のようななになにになっておる。——しかし、この法律案は国民全般が受けなければならぬところの法律案ですよ。奥村政務次官と私とだけの話し合いでこの法律案を作つて、二人だけでこれを認めればよいというものじゃない。この法律案は、学校でもつてやれば学校の教科書にもなるのだ、六法全書の中に書かれれば、だれが読んだつてこういふように読むのです。その場合に、経済協力という言葉は、完全に安保条約の第二条——これは奥村政務次官は読んでいるだろうと思うのです。この第二条には、はつきりそう書いてある。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経

「経済的協力を促進する」と書いてある。この「経済的協力を促進する」ということの意味において、安保条約は一つの目的を持っているわけなんです。そういうものが今批准されようとしておる。それとこの今提案されておるこの譲与等に関する法律案との関連性をどこで断ち切るといことが、この法案のどこに書かれておられますか。ちつとも書かれておりません。この法案は一般的に見れば完全にこれに一つくもです。ただ、あなたの方の説明書を読んでおれば、それはそうでないということはだれかがわかるかもしれないが、そんなことは限定見解であつて、ちつとも一般的なものに適用されません。だから、この点ははっきり関連性について政府は所信を明確にここで述べべきだと思ひます。

○平岡委員 議事進行について。政府の説明を聞けばわかりますが、法律案そのものはどうにも解釈できるような案文です。従つてちつと手を入れたらどうかと思ひます。従ひまして、五分ほど休憩して、ちつと理事會を招集してはしいです。

○植木委員長 ちつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○植木委員長 それでは速記を始め
○石野委員 ただいまの安保との関係についての問題はいろいろと私も危惧を持っておりますので、これは一つ政府もよく考えてもらいたい。外務省関係の問題で、外務省がおいでになつてないそうですが、この法律案ができ、技術協力なりあるいは経済協力をするために、海外技術センターを設置

することに於いての外務省関係が担当しておる面における事業計画といひますか、そういうものについて一つ御説明を願ひたい。

○田代説明員 外務省関係の技術センター計画は、三十四年度の予算におきまして二億一千万でございます。そのうち一億九千万はいわゆる技術センターでございまして、あとの二千万が巡回医療車ということに相なつております。この中で、技術センターにつきましては、タイの電気通信訓練センター、イランの工業技術センター、パキスタンの農業技術センター、これは二カ所、セイロンの漁業技術センターが一つ。ただいまのところでは、タイの電気通信訓練センター、それからパキスタンの農業技術センターにつきまして、かなりの話が進んでおります。おそろしく今月中には話し合いがつくのではないかと今より一段階にきております。なおイランとセイロンにつきましては若干おくれしております。おそろしくこの五月か六月ごろに相なる、かように考えられるわけであり

○石野委員 そのような計画は、總括的に諸外国と技術提携をいたします場合に、わが國の政府の側からしますと、そつと、わが國の政府の側からしますと、通産省なりが直接それに関係するのですか、それとも、日本の国内におけるその他の機械メーカーとか、あるいはその他のそれに関係する業界の方々が直接それに関係するのですか、その点はどういふふうになるのですか。

○田代説明員 この技術センターの設

置につきましては、国内におきましては関係各省、たとえば通産省とか農林省とかいふ省と外務省とが話し合ひをいたします。対外的な折衝という問題になります。これは外務省の在外公館が中心になつて折衝に当たるといふ

○石野委員 為替局長にお尋ねします。このようにする場合には、先ほど通産當局の方からお話がありましたように、各国におけるその国内事情によつて、いろいろと反対のものがある。あるいは向こうの予算的な関係があつたりして、なかなか話がまとまりにくいということがあります。貿易自由化の問題に関連して、低開発國のために相当な基金を作るわけであり。そういう基金とこのセンターを

○酒井政府委員 多分、おつしやることとは、今度の予定されております海外経済協力基金とか、そういうような資金の使ひ方と、このセンターとの関係というふうなことだろつと思ひます。基金等でしたら、このセンターには、これは主として東南アジア地域におきまして一応投資、融資ということになるわけ

でございまして、ただ、その場合に、非常に厳密な意味で商業ベースといふのではありませんけれども、相当危険が

ト輸出の基礎になる技術でございまして、いわばその下地を作る意味で、プロフィタブルということではなくて、面政府間でそういう予算を計上して、譲与なり計画なりでやるということになります。この基金なり何なりの方は、一応具体的プロジェクトに

○石野委員 海外におけるところのそれぞれの技術センターを作る場合に、各国の予算的措置がやはり非常に困難であつたり、また不足をしたりしてこの場合に、せつかくこちらで作つたこの予算的措置をもつてするいろいろな施策が伸びないということになります。それを伸ばすために、あるいはその為替の問題からくる、たとえば円為替とか何かを通じて現地通貨の問題も出てくる。そういう問題との関連性の中で、この技術センターをなるべく早く各国との間に話を進めていくというふうなことが出てくるのではなからうか、こういうふうには思ひますけれども、そういう関係はどうなりますか。

○酒井政府委員 後段にお話しになりました現地通貨の問題、それは、今の日本の国力からいまして、現地通貨でやれるかどうかといふことは非常に疑問でございまして、なお検討は要しますけれども、そういう面で、円為替云云というのと現地通貨と若干ニュアンスが違ひます。

前段の問題でございしますが、これは、やはり日本としましては、世界各地にこれから重化学工業品の輸出、

それも投資なり相手國の工業開発をしていかなければならぬ、そういう場合に、残念ながら日本はまだ機械なり技術なりというものが世界的に通つてない。そういう面で、日本品の優秀さを認めさせるという意味と同時に、受け入れ側の國も、さつきお話がありましたように、主として低開発國、そういう意味で、これを使いこなす能力というものがまだ欠けておる。これはあるのではないかと、そういうものをやはり早く訓練しておきませんと、これからそういう機械類その他を伸ばさうといひまして、受け入れ下地がまだできないだけ早くできるということには非常に望ましいこととございまして、貿易自由化と直接関係はございせんけれども、その基礎としてさういふ地域の受け入れ能力を作つて、同時に日本の機械その他に対する評価をしていただくという二つの意味において、非常に早くまとめることをわれわれは希望しております。

○石野委員 けつこうです。
○植木委員長 ただいま議題となつております二法律案のうち、臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○植木委員長 本法律案に對しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。採決いたします。

本法律案を原案の通り可決すること
に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○植木委員長 御異議なしと認めま
す。よって、本法律案は原案の通り可
決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました本
法律案に関する委員会報告書の作成等
につきましては、委員長に御一任願
いたいと存しますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○植木委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

次会は来たる十七日午前十時三分
より開会することとし、これにて散会
いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

臨時受託調査特別会計法を廃止する
法律案（内閣提出第九号）に関する
報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月十八日印刷

昭和三十五年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局